

## ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

### ◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、足寄町へ提出することが必要です。
- (2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を足寄町へ提出する必要があります。変更届出書が必要な方は、足寄町までお問い合わせください。
- (3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、医療費控除、住宅ローン控除(初年度)などで確定申告を行う方は、ワンストップ特例の適用を受けることができません。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

### ◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行(マイナンバー導入)に伴い、[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒に郵送することが必須になりました。

#### 【同封いただく書類】

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日、 現住所が確認できるものをコピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日、 現住所が確認できるものをコピーする。

### ◆ご提出期限

ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、確認書類とともに同封の返信用封筒にて、**令和3年1月12日（必着）**でご提出お願いいたします。

#### 【ご連絡先】

〒089-3797

北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町役場 総務課 企画財政室

電話 0156-25-2141 (内線319) FAX 0156-25-9178

メールアドレス furusato@town.ashoro.hokkaido.jp

令和2年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

に係る申告特例申請書

記入例

記入日をお書きください。

必ず捺印してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

印

令和 年 月 日	整理番号	
北海道足寄郡足寄町長 殿	フリガナ	
住所	氏名	
	個人番号	
	性別	
電話番号	生年月日	

第五十五号の五様式 (附則第二条の四関係)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
	確定申告(または住民税申告)をしない場合チェックして

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税みなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

寄附先の団体が一年間(1月1日～12月31日)で5団体以内の場合チェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和2年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

受付日付印

住所	住所(納税地)・電話番号・氏名等あらかじめ入力されている内容に誤りがないかご確認をお願いいたします。訂正がある場合は、足寄町までご連絡ください。
氏名	

整理番号：

受付団体名

北海道足寄郡足寄町